

議案第 1 3 0 号

京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例等の一部改正について

京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

使用料等について、京丹後市として統一した考え方で見直すため。

(別記)

京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例等の一部を改正する条例

(京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例（平成16年京丹後市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1流水占用料の表中「リットル」を「ℓ」に改め、同表備考第2項中「1件の占用料の額」を「種別ごとの占用料の額の合計額」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。）とする。

別表第1のうち2土地（敷地等）の占用料の表中「平方メートル」を「㎡」に、「メートル」を「m」に、「毎年使用期間中」を「使用期間中」に改め、同表備考中第5項を第6項とし、第1項中「1件」を「種別ごと」に、第4項中「1件の占用料の額」を「種別ごとの占用料の額の合計額」に改め、同項の次に次の1項を加える。

5 占用等の期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。

別表第2中「立方メートル」を「㎥」に、「キログラム」を「kg」に改め、同表備考第1項中「1件」を「種別ごと」に、「第2項中「1件の占用料の額」を「種別ごとの占用料の額の合計額」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。

(京丹後市道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 京丹後市道路占用料徴収条例（平成16年京丹後市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表道路占用料の表中「メートル」を「m」に、「平方メートル」を「㎡」に、「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3

号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、同表備考第7項中「月割りをもって計算し、」を「月割りをもって計算する（計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）。」に改め、同表備考に次の2項を加える。

8 物件ごとの占用料の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

9 占用期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市海岸管理条例の一部改正）

第3条 京丹後市海岸管理条例（平成16年京丹後市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表の1占用料の表中「(単位：円)」を削り、同表中「金額」を「金額（円）」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

1 年額をもって定める占用料について、占用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数が生じた場合は、月割をもって計算し、その期間に1月未満の端数が生じたときの端数は、1月として計算する。この場合において、占用料の月割の額は、年額を12で除して得た額（計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表の1占用料の表備考第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 種別ごとの占用料の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

3 占用期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加算した額（当該額に10円未

満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。) とする。

別表の 2 土石採取料の表中「(単位：円)」を削り、同表中「金額」を「金額 (円)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 種別ごとの採取の数量が 1 単位未満の場合又はその数量に 1 単位未満の端数が生じた場合の土石採取料は、それぞれ 1 単位として計算する。
- 2 種別ごとの土石採取料の額の合計額に 1 0 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 3 土石採取料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。

(京丹後市アメニティー久美浜公園条例の一部改正)

第 4 条 京丹後市アメニティー久美浜公園条例（平成 1 8 年京丹後市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 使用料に関する規定については、この条例に定めるもののほか、京丹後市行政財産使用料条例（平成 1 7 年京丹後市条例第 3 5 号）の規定（同条例第 6 条を除く。）を準用する。

(京丹後市都市公園条例の一部改正)

第 5 条 京丹後市都市公園条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 1 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「使用料」を「使用料の額」に、「の規定を準用する」を「第 2 条に規定する占用料の額を準用する」に改める。

第 1 4 条第 3 項を次のように改める。

- 3 使用料及び駐車料に係る単位未満の端数は、次の各号によるものとする。
 - (1) 面積が 1 平方メートル未満のもの又は面積に 1 平方メートル未満の端数を生じた場合の端数は、1 平方メートルとして計算する。
 - (2) 年額をもって定める使用料については、利用期間が 1 年未満の場合又はその期間に 1 年未満の端数を生じた場合は、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が 1 月未満のもの又はその期間に 1 月未満の端数を生じたときの端数は、1 月と

して計算する（計算した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。

(3) 月額をもって定める使用料については、利用期間が 1 月未満のもの又はその期間に 1 月未満の端数を生じた場合の端数は、その月の日数に応じて日割計算する（計算した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。

(4) 日額をもって定める使用料及び駐車料については、利用期間が 1 日未満のもの又はその期間に 1 日未満の端数を生じた場合の端数は、1 日として計算する。

(5) 時間をもって定める使用料については、1 時間未満のもの又はその時間に 1 時間未満の端数を生じた場合の端数は、1 時間として計算する。

第 15 条を次のように改める。

（使用料の減免等）

第 15 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、第 11 条の使用料及び駐車料を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、既納の使用料及び駐車料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 都市公園の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 22 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、第 11 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 3 項並びに第 15 条の規定の適用については、この規定中「使用料又は駐車料」及び「使用料及び駐車料」を「利用料金」とする。

第 22 条第 3 項中「別表」を「別表第 3 及び別表第 3 の 2」に改める。

別表第 3 及び別表第 3 の 2 を次のように改める。

別表第3（第11条、第22条関係）

有料施設の使用料

施設名		供用時間	使用単位	利用時間	使用料（円）	
京丹後はごろも陸上競技場	全面	9：00～17：00	1面	1時間	2，000	
	一部（インフィールドを除く）	（4月～9月 9：00～19：00）	1人につき1回	4時間以内	大人	200
					小人（高校生以下）	100
京丹後市峰山途中ヶ丘グラウンドゴルフコース		9：00～17：00	1コース	1時間	360	
京丹後市峰山途中ヶ丘公園管理棟	ホール	9：00～17：00	1室	1時間	270	
	予備室		1室	1時間	180	
京丹後夢球場	球場	9：00～17：00	1面	1時間	730	
	スコアボード		1面	1時間	基本額に規則に定める実費相当額を加えた額	
					基本額	利用時間が4時間以内の場合 1，820 利用時間が4時間超の場合 2，730
京丹後市峰山総合公園テニスコート	コート	9：00～22：00	1面	1時間	270	
	照明		1面	1時間	450	
京丹後市峰山総合公園サブグラウンド		9：00～17：00	1面	1時間	360	

京丹後うらしまフィールド	9:00～17:00	1面	1時間	730
--------------	------------	----	-----	-----

備考

- この表に定める利用時間区分以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1時間の使用料に利用する時間数を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額（スコアボードにあっては、基本額の2倍に相当する額に実費相当額を加算した額）とする。ただし、高校生以下が使用する京丹後はごろも陸上競技場の一部（インフィールドを除く。）については、使用料の1.5倍に相当する額（10円未満切捨て）とする。
- 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額（スコアボードにあっては、基本額の3倍に相当する額に実費相当額を加算した額）とする。
- 附属設備等の使用料は、規則で定める。なお、前2項の規定は、附属設備等の使用料において準用する。
- 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

別表第3の2（第11条、第22条関係）

臨時駐車場の駐車料

施設名及び略称	使用単位	利用時間	駐車料（円）
八丁浜海浜地区駐車場（中央駐車場）	1台	1日	1,000
八丁浜海浜地区多目的広場（中央多目的広場）	1台	1日	1,000

八丁浜朝日地区駐車場 1（朝日駐車場 1）	1 台	1 日	1, 0 0 0
八丁浜朝日地区駐車場 2（朝日駐車場 2）	1 台	1 日	1, 0 0 0
八丁浜小浜地区北小前駐車場（北小前駐車場）	1 台	1 日	1, 0 0 0
八丁浜小浜地区多目的広場（東多目的広場）	1 台	1 日	1, 0 0 0
八丁浜海浜地区西多目的広場（西多目的広場）	1 台	1 日	1, 0 0 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以後の占用等、占用又は使用について適用する。ただし、第 2 条の規定による別表の改正規定（「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に、「同条第 3 号」を「同条第 5 号」に、「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 6 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に改める部分に限る。）は、公布の日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例及び第 3 条の規定による改正前の京丹後市海岸管理条例により許可を受けている者の占用等並びに第 2 条の規定による改正前の京丹後市道路占用料徴収条例により許可を受けている者の占用については、その占用等又は占用の許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第 4 条の規定による改正前の京丹後市アメニティー久美浜公園条例により許可を受けている者の使用については、その使用許可の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。
- 4 第 5 条の規定による改正後の京丹後市都市公園条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の使用について適用し、その他の使用については、なお従前の例による。

京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例(平成16年京丹後市条例第193号)新旧対照表【第1条関係】

現行					改正案				
京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例 平成16年4月1日 条例第193号					京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例 平成16年4月1日 条例第193号				
本則 (略) 別表第1(第19条関係) 1 流水占用料					本則 (略) 別表第1(第19条関係) 1 流水占用料				
区分	種別	単位	金額(年額・円)	摘要	区分	種別	単位	金額(年額・円)	摘要
1	鉱工業用	毎秒1リットル	5,000		1	鉱工業用	毎秒1 0	5,000	
2	その他	毎秒1リットル	1,200	かんがい用は、除く。	2	その他	毎秒1 0	1,200	かんがい用は、除く。
備考 1 (略) 2 <u>1件の占用料の額</u> が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。					備考 1 (略) 2 <u>種別ごとの占用料の額の合計額</u> が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。 3 <u>占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。</u>				
2 土地(敷地等)の占用料					2 土地(敷地等)の占用料				
区分	種別	単位	金額(年額・円)	摘要	区分	種別	単位	金額(年額・円)	摘要
1	宅地、庭園及び家	1平方メートル	350		1	宅地、庭園及び家	1 m ²	350	

現行					改正案				
	屋附属地	ル				屋附属地			
2	小屋、材料置場、作業場及び荷揚場	1平方メートル	470		2	小屋、材料置場、作業場及び荷揚場	1㎡	470	
3	通路、橋りょう、昇降路及び舟乗降場	1平方メートル	500		3	通路、橋りょう、昇降路及び舟乗降場	1㎡	500	
4	栈橋、出店及び床ぎ	1平方メートル	4,600		4	栈橋、出店及び床ぎ	1㎡	4,600	
5	水管、下水道管、ガスパ管等	1メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの 外径が1.0メートル以上のもの	64	かんがい用は、除く。	5	水管、下水道管、ガスパ管等	1m	64	かんがい用は、除く。
			130				1m	130	
			320				1m	320	
			640				1m	640	
6	電柱	1本	870	支線及び支柱は、それぞれ電柱とみなす。	6	電柱	1本	870	支線及び支柱は、それぞれ電柱とみなす。
7	鉄塔	1平方メートル	640		7	鉄塔	1㎡	640	
8	舟係留	1平方メートル	390		8	舟係留	1㎡	390	

現行					改正案						
9	軌条		1平方メートル	640	軌道法(大正10年法律第76号)及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)(同法第2条第6項に規定する専用鉄道に関する規定を除く。)に基づくものは、除く。	9	軌条		1㎡	640	軌道法(大正10年法律第76号)及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)(同法第2条第6項に規定する専用鉄道に関する規定を除く。)に基づくものは、除く。
10	漁業装置		1平方メートル	200	毎年使用期間中の占用料とする。	10	漁業装置		1㎡	200	毎年使用期間中の占用料とする。
11	広告用工作物		1平方メートル	4,250	表示面積による。	11	広告用工作物		1㎡	4,250	表示面積による。
12	鉱泉採取施設		1平方メートル	5,300		12	鉱泉採取施設		1㎡	5,300	
13	耕作(竹木を含む。)		1平方メートル	35		13	耕作(竹木を含む。)		1㎡	35	
14	素地のままの家畜及び家さんの飼育		1平方メートル	70	小屋類は、第2項の規定による。	14	素地のままの家畜及び家さんの飼育		1㎡	70	小屋類は、第2項の規定による。
15	ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用等		1回	15,000	工作物を設置する場合は、それぞれ該当する項の規定を適用させて加算する。	15	ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用等		1回	15,000	工作物を設置する場合は、それぞれ該当する項の規定を適用させて加算する。
16	農水産業のためのもの	洗場 干場	1平方メートル	50 20	毎年使用期間中の占用料とする。 稲掛けは、長さ1メートルにつき1平方メートルとする。	16	農水産業のためのもの	洗場 干場	1㎡	50 20	毎年使用期間中の占用料とする。 稲掛けは、長さ1mにつき1㎡とする。
17	農水産業以	洗場	1平方メートル	100		17	農水産業以	洗場	1㎡	100	

現行					改正案				
	外のための もの	干場	ル	50		外のための もの	干場		50
備考					備考				
1 1件の占用等の数量が1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数が生じた場合の占用料は、それぞれ1単位として計算する。					1 種別ごとの占用等の数量が1単位未満のもの又はその数量に1単位未満の端数が生じた場合の占用料は、それぞれ1単位として計算する。				
2～3 (略)					2～3 (略)				
4 1件の占用料の額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。					4 種別ごとの占用料の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。				
5 この表に掲げる種別以外の占用等に係る占用料については、この表中類似する種別の占用料の例による金額とする。					5 占用等の期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。				
別表第2(第19条関係)					別表第2(第19条関係)				
土砂採取料その他の河川産出物採取料					土砂採取料その他の河川産出物採取料				
区分	種別	単位	金額(円)	摘要	区分	種別	単位	金額(円)	摘要
1	土砂、砂利、砂及び くりいし 栗石	1立方メートル	310		1	土砂、砂利、砂及び くりいし 栗石	1m ³	310	
2	転石	1キログラム	8	1個50キログラム以上のもの	2	転石	1kg	8	1個50kg以上のもの
備考					備考				
1 1件の採取の数量が1単位未満の場合又はその数量に1単位未満の端数が生じた場合の占用料は、それぞれ1単位として計算する。					1 種別ごとの採取の数量が1単位未満の場合又はその数量に1単位未満の端数が生じた場合の占用料は、それぞれ1単位として計算する。				
2 1件の占用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。					2 種別ごとの占用料の額の合計額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。				
					3 占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課され				

現行	改正案
	<u>る消費税等相当額を加算した額とする。</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の占用等について適用する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例により許可を受けている者の占用等については、その占用等の許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。</u>

京丹後市道路占用料徴収条例(平成16年京丹後市条例第198号)新旧対照表【第2条関係】

現行				改正案			
京丹後市道路占用料徴収条例				京丹後市道路占用料徴収条例			
平成16年4月1日 条例第198号				平成16年4月1日 条例第198号			
本則 (略)				本則 (略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
道路占用料				道路占用料			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	金額(円)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	金額(円)
	第1種電柱	1本につき1年	1,000		第1種電柱	1本につき1年	1,000
	第2種電柱		1,600		第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200		第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		930		第1種電話柱		930
	第2種電話柱		1,500		第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100		第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		72		その他の柱類		72
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10
	地下に設ける電線その他の線類		5		地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700		路上に設ける変圧器	1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480		地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600		郵便差出箱及び信書便差出箱		600
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400		広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400

現行				改正案			
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400		その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		72
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190		外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480		外径が0.4m以上1m未満のもの		480
	外径が1メートル以上のもの		950		外径が1m以上のもの		950
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,900		上空に設ける通路		2,900
	地下に設ける通路		1,500		地下に設ける通路		1,500
	その他のもの		1,400		その他のもの		1,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	44
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440		その他のもの	占用面積1㎡につき1月	440
道路法施行令(昭和27	看板(アーチである	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	道路法施行令(昭和27	看板(アーチである	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月

現行					改正案				
年政令第479号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	ものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	年政令第479号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	ものを除く。)	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,400
	標識		1本につき1年	1,100		標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440			その他のもの	1本につき1月	440
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44		幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440			その他のもの	その面積1㎡につき1月	440
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
その他のもの			2,200	その他のもの			2,200		
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	440	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	440
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				140	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				140
備考					備考				
1～6 (略)					1～6 (略)				
7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、 なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、 占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。					7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する(計算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)。なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、 占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。				
8 物件ごとの占用料の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴					8 物件ごとの占用料の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴				

現行	改正案
	<u>収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。</u> <u>9 占用期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u>
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の占用について適用する。ただし、別表の改正規定(「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改める部分に限る。)は、公布の日から適用する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京丹後市道路占用料徴収条例により許可を受けている者の占用については、その占用許可の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。</u>

京丹後市海岸管理条例(平成16年京丹後市条例第200号)新旧対照表【第3条関係】

現行				改正案			
京丹後市海岸管理条例				京丹後市海岸管理条例			
平成16年4月1日 条例第200号				平成16年4月1日 条例第200号			
本則 (略)				本則 (略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 占用料				1 占用料			
(単位：円)							
種別	単位	金額	摘要	種別	単位	金額 (円)	摘要
宅地、庭園、家屋付属地	1㎡につき1年	350		宅地、庭園、家屋付属地	1㎡につき1年	350	
小屋、材料置場、作業場、物揚場	1㎡につき1年	470		小屋、材料置場、作業場、物揚場	1㎡につき1年	470	
通路、橋りょう、栈橋、昇降路、船乗降場	1㎡につき1年	500		通路、橋りょう、栈橋、昇降路、船乗降場	1㎡につき1年	500	
栈敷、出店、床ぎ	1㎡につき1年	4,600		栈敷、出店、床ぎ	1㎡につき1年	4,600	
水道管、下水道管、ガス管、電線管	外径が0.2m未満のもの	64		水道管、下水道管、ガス管、電線管	外径が0.2m未満のもの	64	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	130			外径が0.2m以上0.4m未満のもの	130	
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	320			外径が0.4m以上1.0m未満のもの	320	
	外径が1.0m以上のもの	640			外径が1.0m以上のもの	640	
電柱	1本につき1年	870	支線及び支柱は、それぞれ電柱とみなす。	電柱	1本につき1年	870	支線及び支柱は、それぞれ電柱とみなす。
鉄塔	1㎡につき1年	640		鉄塔	1㎡につき1年	640	
船係留	1㎡につき1年	390		船係留	1㎡につき1年	390	
鉄道、軌道	1㎡につき1年	640		鉄道、軌道	1㎡につき1年	640	

現行					改正案				
漁業装置		1㎡につき1年	200		漁業装置		1㎡につき1年	200	
広告用工作物		1㎡につき1年	4,250	表示面積による。	広告用工作物		1㎡につき1年	4,250	表示面積による。
鉱泉採取施設		1㎡につき1年	5,300		鉱泉採取施設		1㎡につき1年	5,300	
ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用		1日	15,000	工作物を設置する場合は、それぞれ該当の項を適用の上加算する。	ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用		1日	15,000	工作物を設置する場合は、それぞれ該当の項を適用の上加算する。
干し物	農水産業のためのもの	1㎡につき1年	20		干し物	農水産業のためのもの	1㎡につき1年	20	
	農水産業以外のためのもの		50			農水産業以外のためのもの		50	
備考					備考				
1 占用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合の占用料の額は、この表を基準として規則で定める。					1 年額をもって定める占用料について、占用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数が生じた場合は、月割をもって計算し、その期間に1月未満の端数が生じたときの端数は、1月として計算する。この場合において、占用料の月割の額は、年額を12で除して得た額(計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。				
					2 種別ごとの占用料の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。				
					3 占用期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたとき				

現行	改正案																								
<u>2</u> この表に掲げるもの以外の占用については、この表中の類似の種別の占用料によるものとする。 2 土石採取料 (単位：円) <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th><th>摘要</th></tr><tr><td>土砂、砂利、砂、栗石</td><td>1m³</td><td>310</td><td></td></tr><tr><td>転石</td><td>1kg</td><td>81</td><td>1個50kg以上のものに限る。</td></tr></table>	種別	単位	金額	摘要	土砂、砂利、砂、栗石	1m³	310		転石	1kg	81	1個50kg以上のものに限る。	は、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。 <u>4</u> この表に掲げるもの以外の占用については、この表中の類似の種別の占用料によるものとする。 2 土石採取料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額(円)</th><th>摘要</th></tr><tr><td>土砂、砂利、砂、栗石</td><td>1m³</td><td>310</td><td></td></tr><tr><td>転石</td><td>1kg</td><td>81</td><td>1個50kg以上のものに限る。</td></tr></table> <u>備考</u> <u>1</u> 種別ごとの採取の数量が1単位未満の場合又はその数量に1単位未満の端数が生じた場合の土石採取料は、それぞれ1単位として計算する。 <u>2</u> 種別ごとの土石採取料の額の合計額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。 <u>3</u> 土石採取料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。 <u>附 則</u> (施行期日) <u>1</u> この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の占用等について適用する。 (経過措置) <u>2</u> この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京丹後市海岸管理条例により許可を受けている者の占用等については、その占用等の許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。	種別	単位	金額(円)	摘要	土砂、砂利、砂、栗石	1m³	310		転石	1kg	81	1個50kg以上のものに限る。
種別	単位	金額	摘要																						
土砂、砂利、砂、栗石	1m³	310																							
転石	1kg	81	1個50kg以上のものに限る。																						
種別	単位	金額(円)	摘要																						
土砂、砂利、砂、栗石	1m³	310																							
転石	1kg	81	1個50kg以上のものに限る。																						

京丹後市アメニティー久美浜公園条例(平成18年京丹後市条例第18号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正案
京丹後市アメニティー久美浜公園条例 平成18年3月30日 条例第18号 第1条～第6条 (略) (使用料) 第7条 (略) <u>2 前項の使用料の徴収については、京丹後市行政財産使用料条例(平成17年京丹後市条例第35号)の規定を準用する。</u> 第8条～第12条 (略)	京丹後市アメニティー久美浜公園条例 平成18年3月30日 条例第18号 第1条～第6条 (略) (使用料) 第7条 (略) <u>2 使用料に関する規定については、この条例に定めるもののほか、京丹後市行政財産使用料条例(平成17年京丹後市条例第35号)の規定(同条例第6条を除く。)を準用する。</u> 第8条～第12条 (略) <u>附 則</u> (施行期日) <u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の使用について適用する。</u> (経過措置) <u>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京丹後市アメニティー久美浜公園条例により許可を受けている者の使用については、その使用許可の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。</u>

京丹後市都市公園条例(平成16年京丹後市条例第194号)新旧対照表【第5条関係】

現行	改正案
京丹後市都市公園条例 平成16年4月1日 条例第194号 第1条～第10条 (略) (使用料及び駐車料) 第11条 (略) 2 第3条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項の許可による使用料は、京丹後市道路占用料徴収条例(平成16年京丹後市条例第198号)の規定を準用する。 3・4 (略) 第12条・第13条 (略) (使用料及び駐車料) 第14条 (略) 2 (略) 3 <u>使用料の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の使用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。</u>	京丹後市都市公園条例 平成16年4月1日 条例第194号 第1条～第10条 (略) (使用料及び駐車料) 第11条 (略) 2 第3条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項の許可による使用料の額は、京丹後市道路占用料徴収条例(平成16年京丹後市条例第198号)第2条に規定する占用料の額を準用する。 3・4 (略) 第12条・第13条 (略) (使用料及び駐車料) 第14条 (略) 2 (略) 3 <u>使用料及び駐車料に係る単位未満の端数は、次の各号によるものとする。</u> <u>(1) 面積が1平方メートル未満のもの又は面積に1平方メートル未満の端数を生じた場合の端数は、1平方メートルとして計算する。</u> <u>(2) 年額をもって定める使用料については、利用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する(計算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)。</u> <u>(3) 月額をもって定める使用料については、利用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、その月の日数に応じて日割計算する(計算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)。</u> <u>(4) 日額をもって定める使用料及び駐車料については、利用期間が1</u>

現行	改正案
(使用料の減免等) <u>第15条 市長は、第3条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料施設を利用する者の責に帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はこれを還付することができる。</u> 第16条～第21条 (略) (利用料金の収受) 第22条 (略) 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 3 前項に規定する利用料金の額は、<u>別表</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 第23条 (略) 別表第1～別表第2の2 (略)	<u>日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。</u> <u>(5) 時間をもって定める使用料については、1時間未満のもの又はその時間に1時間未満の端数を生じた場合の端数は、1時間として計算する。</u> (使用料の減免等) <u>第15条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、第11条の使用料及び駐車料を減額し、又は免除することができる。</u> 2 市長は、既納の使用料及び駐車料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 <u>(1) 都市公園の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> <u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u> 第16条～第21条 (略) (利用料金の収受) 第22条 (略) 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。<u>この場合において、第11条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第15条の規定の適用については、この規定中「使用料又は駐車料」及び「使用料及び駐車料」を「利用料金」とする。</u> 3 前項に規定する利用料金の額は、<u>別表第3及び別表第3の2</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 第23条 (略) 別表第1～別表第2の2 (略)

現行							改正案						
別表第3(第11条、第22条関係) 有料施設の使用料							別表第3(第11条、第22条関係) 有料施設の使用料						
(単位：円)													
施設名		使用単位	利用時間	金額		供用時間	施設名		供用時間	使用単位	利用時間	使用料(円)	
京丹後は ごろも陸 上競技場	全面	1面	1時間	2,200		午前9時～午 後5時 (4月～9月 午前9時～午 後7時)	京丹後は ごろも陸 上競技場	全面	9:00～17:00 (4月～9月 9:00～19:00)	1面	1時間	2,000	
	一部(イン フィールド を除く)	1人につ き1回	4時間以 内	大人	220							大人	200
				小人(高校 生以下)	110							小人(高校 生以下)	100
京丹後市峰山途中ケ 丘グラウンドゴルフ コース		1コース	1時間	400		午前9時～午 後5時	京丹後市峰山途中ケ 丘グラウンドゴルフ コース		9:00～17:00 —	1コース	1時間	360	
京丹後市 峰山途中 ケ丘公園 管理棟	ホール	1室	1時間	300		午前9時～午 後5時	京丹後市 峰山途中 ケ丘公園 管理棟	ホール	9:00～17:00 —	1室	1時間	270	
	予備室	1室	1時間	200						1室	1時間	180	
京丹後夢 球場	球場	1面	1時間	800		午前9時～午 後5時	京丹後夢 球場	球場	9:00～17:00 —	1面	1時間	730	
	スコアボ ード	1面	1時間	基本額に規則に定 める実費相当額を 加えた額						1面	1時間	基本額に規則に定 める実費相当額を 加えた額	
				基本 額	利用時間が 4時間以内 の場合 2, 000 利用時間が 4時間超の 場合 3,00 0							基本 額	利用時間が 4時間以内 の場合 1, 820 利用時間が 4時間超の 場合 2,73 0
京丹後市 峰山総合	コート	1面	1時間	300		午前9時～午 後10時	京丹後市 峰山総合	コート	9:00～22:00 —	1面	1時間	270	
	照明	1面	1時間	500						1面	1時間	450	

現行						改正案					
公園テニスコート						公園テニスコート					
京丹後市峰山総合公園サブグラウンド	1面	1時間	400	午前9時～午後5時		京丹後市峰山総合公園サブグラウンド	9:00～17:00	1面	1時間	360	
京丹後市八丁浜シーサイドパーク多目的芝生広場	1面	1時間	800	午前9時～午後5時		京丹後うらしまフィールド	9:00～17:00	1面	1時間	730	
(1) 営利を目的とする場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の使用料の3倍の額(スコアボードにあっては、基本額の3倍に相当する額に実費相当額を加算した額)とする。 (2) 本市に住所を有する者又は市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が使用する場合の使用料は、この表の使用料の2倍の額(スコアボードにあっては、基本額の2倍に相当する額に実費相当額を加算した額)とする。ただし、高校生以下が使用する京丹後は、ごろも陸上競技場の一部(インフィールドを除く)については、使用料の1.5倍に相当する額(10円未満切捨て)とする。 (3) 附属設備等の使用料は、規則で定める。なお、前2号の規定は、附属設備等の使用料において準用する。 (4) 使用料の額の計算に用いる利用時間は、供用時間に利用する時間に次に掲げる供用時間以外の時間を加えた時間とする。 ア 供用時間より前に利用する時間 イ 供用時間より後に利用する時間 ウ ア又はイの時間に1時間未満のもの又はその時間に1時間未満の端数を生じた場合の端数は、1時間とみなす。											
備考						備考					
1 面積が1平方メートル未満のもの又は面積に1平方メートル未満の端数を生じた場合の端数は、1平方メートルとして計算する。						1 この表に定める利用時間区分以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1時間の使用料に利用する時間数を乗じて得た額とする。					
2 年額をもって定める使用料については、利用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。						2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額(スコアボードにあっては、基本額の2倍に相当する額に実費相当額を加算した額)					

現行	改正案																																								
3 月額をもって定める使用料については、利用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。 4 日額をもって定める使用料については、利用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。 5 時間をもって定める使用料については、1時間未満のもの又はその時間に1時間未満の端数を生じた場合の端数は、1時間として計算する。	とする。ただし、高校生以下が使用する京丹後はごろも陸上競技場の一部(インフィールドを除く。)については、使用料の1.5倍に相当する額(10円未満切捨て)とする。 3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額(スコアボードにあっては、基本額の3倍に相当する額に実費相当額を加算した額)とする。 4 附属設備等の使用料は、規則で定める。なお、前2項の規定は、附属設備等の使用料において準用する。 5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。																																								
別表第3の2(第11条、第22条関係) 臨時駐車場の駐車料	別表第3の2(第11条、第22条関係) 臨時駐車場の駐車料																																								
(単位：円)																																									
<table><tr><th>施設名及び略称</th><th>使用単位</th><th>利用時間</th><th>金額</th></tr><tr><td>八丁浜海浜地区駐車場(中央駐車場)</td><td>1台</td><td>1日</td><td>500</td></tr><tr><td>八丁浜海浜地区多目的広場(中央多目的広場)</td><td>1台</td><td>1日</td><td>500</td></tr><tr><td>八丁浜朝日地区駐車場 1(朝日駐車場1)</td><td>1台</td><td>1日</td><td>500</td></tr><tr><td>八丁浜朝日地区駐車場 2(朝日駐車場2)</td><td>1台</td><td>1日</td><td>500</td></tr></table>	施設名及び略称	使用単位	利用時間	金額	八丁浜海浜地区駐車場(中央駐車場)	1台	1日	500	八丁浜海浜地区多目的広場(中央多目的広場)	1台	1日	500	八丁浜朝日地区駐車場 1(朝日駐車場1)	1台	1日	500	八丁浜朝日地区駐車場 2(朝日駐車場2)	1台	1日	500	<table><tr><th>施設名及び略称</th><th>使用単位</th><th>利用時間</th><th>駐車料(円)</th></tr><tr><td>八丁浜海浜地区駐車場(中央駐車場)</td><td>1台</td><td>1日</td><td>1,000</td></tr><tr><td>八丁浜海浜地区多目的広場(中央多目的広場)</td><td>1台</td><td>1日</td><td>1,000</td></tr><tr><td>八丁浜朝日地区駐車場 1(朝日駐車場1)</td><td>1台</td><td>1日</td><td>1,000</td></tr><tr><td>八丁浜朝日地区駐車場 2(朝日駐車場2)</td><td>1台</td><td>1日</td><td>1,000</td></tr></table>	施設名及び略称	使用単位	利用時間	駐車料(円)	八丁浜海浜地区駐車場(中央駐車場)	1台	1日	1,000	八丁浜海浜地区多目的広場(中央多目的広場)	1台	1日	1,000	八丁浜朝日地区駐車場 1(朝日駐車場1)	1台	1日	1,000	八丁浜朝日地区駐車場 2(朝日駐車場2)	1台	1日	1,000
施設名及び略称	使用単位	利用時間	金額																																						
八丁浜海浜地区駐車場(中央駐車場)	1台	1日	500																																						
八丁浜海浜地区多目的広場(中央多目的広場)	1台	1日	500																																						
八丁浜朝日地区駐車場 1(朝日駐車場1)	1台	1日	500																																						
八丁浜朝日地区駐車場 2(朝日駐車場2)	1台	1日	500																																						
施設名及び略称	使用単位	利用時間	駐車料(円)																																						
八丁浜海浜地区駐車場(中央駐車場)	1台	1日	1,000																																						
八丁浜海浜地区多目的広場(中央多目的広場)	1台	1日	1,000																																						
八丁浜朝日地区駐車場 1(朝日駐車場1)	1台	1日	1,000																																						
八丁浜朝日地区駐車場 2(朝日駐車場2)	1台	1日	1,000																																						

現行				改正案			
八丁浜小浜地区北小前駐車場(北小前駐車場)	1 台	1 日	<u>500</u>	八丁浜小浜地区北小前駐車場(北小前駐車場)	1 台	1 日	<u>1,000</u>
八丁浜小浜地区多目的広場(東多目的広場)	1 台	1 日	<u>500</u>	八丁浜小浜地区多目的広場(東多目的広場)	1 台	1 日	<u>1,000</u>
八丁浜海浜地区西多目的広場(西多目的広場)	1 台	1 日	<u>500</u>	八丁浜海浜地区西多目的広場(西多目的広場)	1 台	1 日	<u>1,000</u>
				<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の京丹後市都市公園条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、その他の使用については、なお従前の例による。</u>			